

**令和8年度 大阪市一時預かり事業（一般型）
補助対象事業者募集要項**

令和8年4月

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

令和8年度 大阪市一時預かり事業（一般型）補助対象事業者募集要項

1 事業の目的と公募の概要

大阪市一時預かり事業は、保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育や、保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減のために保育が必要な場合に、一時的に保育サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

「大阪市こども計画 令和7年度～令和11年度」においては、整備目標を定めて拡充を進めており、令和8年4月現在、市内76か所で実施しています。

今般、下記の募集区において、本市の補助対象事業者を広く募集します。選定された事業者には、「大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱」等に基づき事業者に補助金を交付するほか、当事業実施施設の開設にあたり必要となる経費の一部を補助します。

2 注意事項

本募集要項に記載された用語の定義などは、本市の解釈によるものとします。

3 募集区及び募集施設数

| 番号 | 行政区 | 募集地域 | 募集施設数 |
|----|------|------|-------|
| 1 | 中央区 | 全域 | 1 |
| 2 | 天王寺区 | | 1 |
| 3 | 東淀川区 | | 2 |
| 4 | 東成区 | | 1 |
| 5 | 生野区 | | 1 |
| 6 | 旭区 | | 2 |
| 7 | 鶴見区 | | 1 |
| 8 | 阿倍野区 | | 1 |
| 9 | 住之江区 | | 1 |

4 事業内容について

(1) 事業名称

一時預かり事業（一般型）

(2) 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行います。

(3) 実施主体

法人格を有する事業者

(4) 実施場所

募集区内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所。

(5) 開設日

週5日を基本とします。

(6) 保育時間

1日8時間（概ね午前9時から午後5時までを基本にあらかじめ事業者で設定すること。）

(7) 対象児童

原則として、本市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、以下の児童。

ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができます。

ア 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。

イ 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。

ウ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。

5 利用料

| 利用料（日額） | 一般利用料 | | 半額免除の場合の利用料 | |
|---------|---------|---------|-------------|---------|
| | 平日（月～土） | 休日（日・祝） | 平日（月～土） | 休日（日・祝） |
| 0歳児 | 2,700円 | 3,600円 | 1,300円 | 1,800円 |
| 1・2歳児 | 2,000円 | 2,700円 | 1,000円 | 1,300円 |
| 3歳児以上 | 1,200円 | 1,600円 | 600円 | 800円 |

(1) 利用料は、1日の利用ごとに実施施設が利用者から直接徴収します。徴収した利用料は、当該事業の歳入として適正な会計処理を行い、事業経費の一部に充てることができます。

ただし、給食費、おむつ代等個々の利用児童にかかる実費については、別途利用者から徴収することができます。

(2) 生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯については、利用料を全額減免します。（減額した利用料相当分については本市補助金に加算。）

(3) ひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯以外の市民税非課税世帯については、利用料を半額減免します。（減額した利用料相当分については本市補助金に加算。）

6 定員

1日におおむね6名以上であることが望ましい。

7 実施要件

事業の実施にあたっては、次の要件を満たす必要があります。

【事業の運営について】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準」という。）第35条の規定を遵守し、事業を実施すること。

【人員配置について】

(1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

(2) 当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。

ただし、以下のア～エに該当する場合は除きます。

ア 保育所等と一体的に事業を実施する場合

保育所等（子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができます。

イ 1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下である場合

1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね3人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を、保育士とみなすことができます。

ウ 保育所等と一体的に事業を実施、かつ1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下である場合

1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）1名とすることができます。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、基準第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。

エ 同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合

一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときには、下記（ア）から（エ）までの要件を全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とします。

（ア）放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。

（イ）一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記（1）の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。

（ウ）一時預かり事業に関する保育従事者の数は2名を下ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2名以上から支援を受けられることを前提に、上記（イ）の配置基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができることとします。

（エ）一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていること。

(3) 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の者とする。

ア 子育て支援員

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者

【設備・建物等について】

- (1) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えありません。
- (2) 規則第36条の35第1項第1号イ及びホに定める設備に関する基準等を遵守すること。
- (3) 実施場所の建物が新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。よって、新耐震基準以前の建物の場合は、耐震診断を実施し、基準を満たしていること、又は耐震改修済であること。
- (4) 非常口、二方向の避難経路を確保するなど、乳児または幼児の安全の確保に十分に配慮すること。
- (5) 施設の設備は、流し台、ベビーベッド、遊具その他、乳児および幼児の保育に支障が生じないような必要な用具を有すること。
- (6) 応募時に実施場所の賃貸借契約を締結していない場合、建物の所有状況や賃貸借契約の内容について明らかにしておくこと。また、事業者として選定された際には、速やかに賃貸借契約を締結し、本市の補助事業としての事業開始時までに賃貸借契約書の写し(使用貸借等の場合は、その旨がわかる書類)を提出すること。
- (7) 事業を実施するにあたっては、開設予定場所の近隣住民、地元町会等に説明の上、十分な理解を得ておくこと。また、マンション等の集合住宅で実施する場合は管理組合等の承認を得ておくこと。
- (8) 認可保育所等において、認可を受けた場所を一時預かり事業に使用する場合は、当該場所の認可変更が可能であること。

8 事業開始時期

令和8年10月1日(予定)

開始時期は予定であり、選定後に別途本市と協議のうえ決定してください。

ただし、法令、本市補助金交付要綱等を遵守しないなど、当該事業を実施させることが適当でないとして市長が認めるときは、補助決定を取り消すことがあります。この場合、事業者の損害に対して本市は賠償しません。また、取消しに伴う本市の損害について事業者に損害賠償を請求することがあります。

一時預かり事業は社会福祉法第2条第3項に規定する「第二種社会福祉事業」であるため、あらかじめ児童福祉法第34条の12の規定に基づいて「開始届」を本市へ提出していただく必要があります。

9 補助金額

(1) 運営補助金

- ・運営経費について、「大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱」にもとづき、当該年度の延べ利用人数及び事業形態に応じた補助基準額を上限に補助します。

参考：令和7年度 補助基準額 基本分

| 年間延べ利用人数 | | 保育従事者が全て保育士 | それ以外（保育士＋子育て支援員研修修了者を配置） |
|----------|----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 150人未満 | | 1,417,000円 | 1,417,000円 |
| 150以上 | 300未満 | 2,833,000円 | 2,833,000円 |
| 300以上 | 400未満 | 3,105,000円 | 2,979,000円 |
| 400以上 | 500未満 | 3,141,000円 | 3,016,000円 |
| 500以上 | 600未満 | 3,177,000円 | 3,053,000円 |
| 600以上 | 700未満 | 3,213,000円 | 3,090,000円 |
| 700以上 | 800未満 | 3,249,000円 | 3,127,000円 |
| 800以上 | 900未満 | 3,285,000円 | 3,164,000円 |
| 900以上 | 1,000未満 | 5,038,000円 | 4,917,000円 |
| 1,000以上 | 1,100未満 | 5,284,000円 | 5,154,000円 |
| 1,100以上 | 1,200未満 | 5,530,000円 | 5,391,000円 |
| 1,200以上 | 1,300未満 | 5,776,000円 | 5,628,000円 |
| 1,300以上 | 1,400未満 | 6,022,000円 | 5,865,000円 |
| 1,400以上 | 1,500未満 | 6,268,000円 | 6,102,000円 |
| 1,500以上 | 1,600未満 | 6,514,000円 | 6,339,000円 |
| 1,600以上 | 21,000未満 | 100人刻み毎に246,000円 ずつ年額が増額 | 100人刻み毎に237,000円 ずつ年額が増額 |
| 21,000以上 | | 別途協議 | |

※令和8年度にかかる補助基準額は、こども家庭庁発出の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の基準額に準じて改正する予定です。

- ・補助対象経費は当該事業の実施に要する経費で、人件費、事業運営費（光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信運搬費等）、保険料、施設賃借料などの歳出から、事業による歳入（利用料など）を控除した額となります。（後述の開設補助金の対象となる経費は除く。）
- ・補助対象経費と補助基準額のいずれか少ないほうの額（100円未満切り捨て）を補助金額とします。
- ・本市補助要綱の改正等により、補助基準額は変更となる場合があります。

（2）賃料補助金

- ・「大阪市一時預かり事業賃料補助金交付要綱」にもとづき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を実施していない事業者に対し、一時預かり事業の実施場所として使用する賃借料を補助します。
- ・補助上限は年額250万円（管理費・共益費を除く。）です。
- ・本市補助要綱の改正等により、補助金額は変更となる場合があります。

（3）開設補助金

- ・「大阪市一時預かり事業実施施設開設準備経費等補助金交付要綱」にもとづき、事業開始日までに実施された一時預かり事業実施施設の開設準備にかかる必要な経費の一部を補助します。

ア 補助対象となる経費

次の①および②のうち、他制度による助成対象となっていないもの

- ① 賃貸物件を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料
 - ・専ら本市一時預かり事業の実施に供するため、補助対象事業者として選定を受けた後に新たに賃貸借契約を締結した物件にかかる経費に限ります。
 - ・賃借料は、一時預かり事業実施施設の開設前月分とします。
- ② 事業実施施設開設にかかる改修費等
 - ・一時預かり事業実施施設の新規開設を予定している建物の改修に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のために必要な経費であって、設計料及び設計監督料をいい、その額は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
 - ・一時預かり事業の実施にあたって必要となる初年度備品購入費（備品の配送費、設置費、工事

費を含み、リースによるものは除く。)

・一時預かり事業実施施設の新規開設にあたっての広報経費

イ 補助基準額

補助対象となる経費のうち事業実施者が実際に支払う又は支払った経費とし、上限は下記のとおりとします。ただし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 賃貸物件を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料 | 600,000円 |
| ② 事業実施施設開設にかかる改修費等 | 4,000,000円 |

ウ その他

補助金により購入した備品を処分した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

10 応募資格

法人格を有する民間事業者で、かつ、次の各号に定める内容をすべて満たす者

申請時点で法人格を取得していない場合においても、事業開始時点で取得見込である場合は申請可能です。(申請時点において法人格申請済であること。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (3) 直近1年間の都道府県民税、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

11 欠格事項

下記の各号のいずれかに該当する法人は補助対象事業者として選定できません。また、申請時点で下記に該当していたことが選定後に判明した場合は、選定を取り消すことがあります。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 役員に次の各号に該当する者がいる法人
 - ア (1)に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 民事再生法、会社更生法の適用を申請した法人
- (4) 政治活動を目的とした法人
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人

12 失格事由

下記の各号のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請者を失格とします。また、選定後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すことがあります。

- (1) 選定会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合

- (4) 本募集要項及び補助要綱等に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

13 当該事業補助対象事業者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取り扱い

事業の実施に際して入手した個人情報は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、適切に管理してください。

(2) 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

- ・ 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
- ・ 地方自治法、地方自治法施行令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法
- ・ 大阪市情報公開条例
- ・ その他関連法規

(3) 職員の資質向上

事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めてください。

(4) 危機管理体制

事業者は、一時預かり施設の安全管理を徹底し、危機管理マニュアル等の作成や定期的な災害及び防犯訓練を行うなど、職員に周知を図るとともに、連携体制のもとに事故防止に努めてください。

14 応募上の注意事項

(1) 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

(2) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(3) 法人から提出された事業計画書等申請に係る書類の著作権は、申請法人に帰属します。ただし、市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、大阪市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類については、返却しません。

(4) 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

15 提出書類

申請書類については、正1部、副7部（副は複写可）の計8部提出してください。

| 提出書類名称 | 様式 |
|--|------------------------|
| (1) 大阪市一時預かり事業補助対象事業者応募申請書 | 様式1 |
| (2) 大阪市一時預かり事業応募申請にかかる誓約書 | 様式2 |
| (3) 法人概要 | 様式3 |
| (4) 保育に類する事業の実績 | 様式4 |
| (5) 法人定款又は寄附行為 | 複写に原本証明 |
| (6) 登記事項証明書又は登記簿謄本・抄本 (申請日から3か月以内に発行されたもの) | 証明書(原本) |
| (7) 最近1事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書 | 任意様式 |
| (8) 法人の事業計画書及び収支予算書(申請日の属する日の年度のもの) | 任意様式 |
| (9) 法人役員の名簿・評議員会を設置している場合にはその名簿 | 任意様式 |
| (10) 大阪市一時預かり事業実施計画書、大阪市一時預かり事業実施計画書別紙 | 様式5-1-1、様式5-1-2 |
| (11) 実施予定施設の周辺地図及び平面図 | 任意様式 |
| (12) 実施予定施設の概略がわかる写真 | 写真 |
| (13) 保育従事者の配置予定 | 様式5-2 |
| (14) 補助事業運営に関する収支予算書 | 様式5-3 |
| (15) 実施施設の建物の建築年月が確認できる書類 | 検査済証、重要事項説明書などの複写に原本証明 |
| (16) 【旧耐震基準の建物を利用して事業を実施する場合】耐震性があることを証明する書類(耐震診断結果など) | 任意様式 |
| (17) 法人所轄庁からの監査の結果通知(直近のもの)とこれに対して法人から所轄庁へ提出した改善報告書の写し(保育施設において実施する場合は、当該保育施設に対する指導監査の結果通知と改善を行った場合の改善報告書の写しを含む) | 任意様式 |
| (18) 選定結果通知用封筒一式(長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手(320円)を貼付したものを1通) | 長形3号 |

※なお、別途資料の提出をお願いする場合があります。

※提出書類の番号毎にインデックス(例:(1)~(17)と記載)を付けて提出してください。

本市様式については、大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードしてください。

16 申請(応募)の手続き

(1) 募集要項の配布

※募集要項は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードできます。

ア 配布期間

令和8年4月15日(水)から令和8年5月29日(金)

午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除きます。

イ 配布場所

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課(子育て支援グループ)

大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所2階北側

(2) 説明会

説明会を次の日程で実施します。両回とも内容は同じです。また、説明会に参加しない場合も応募や質問はできます。なお、参加には事前申し込みが必要です。

| | 開催日時 | 開催場所 | 受付開始時間 | 参加申込期限 |
|-----|---------------------------------|-----------------------------|----------|--------------------------|
| 第1回 | 令和8年4月21日(火) 午前11時から 午後0時 | 大阪役所3階 こども青少年局 301会議室 | 午前10時45分 | 令和8年 4月20日(月) 午後5時 |
| 第2回 | 令和8年4月22日(水) 午後4時から 午後5時 | 大阪役所3階 こども青少年局 301会議室 | 午後3時45分 | 令和8年 4月21日(火) 午後5時 |

参加を希望される場合は、説明会参加申込書(様式6)に必要事項を記入のうえ、期限までにFAX又は電子メールでつぎの申込先にお申込みください。

申込先
大阪市こども青少年局子育て支援部管理課
FAX: 06-6202-6963
電子メール: fb0007@city.osaka.lg.jp

(3) 質問

質問がある場合は、「質問票」(様式7)に記入し令和8年5月8日(金)午後5時までに上記まで電子メールで送付してください。受け付けた質問は、令和8年5月13日(水)午後5時までに大阪市こども青少年局ホームページで回答を掲載します。

電話、来訪など口頭による質問は一切受け付けません。

(4) 申請書類の提出(持ち込みのみ)

ア 受付期間

令和8年5月14日(木)から令和8年5月29日(金)
午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。

イ 提出場所

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課(子育て支援グループ)
必ず事前に日時を予約のうえ、お持ち込みください。
提出時に提出書類の内容確認を行います。(1時間程度)
郵送等による提出は無効です。審査対象になりませんのでご注意ください。

1.7 補助対象事業者の選定

申請いただいた事業については、学識経験者等から構成される選定会議において、応募書類などにより事業内容と応募法人の事業運営能力等を審査のうえ、本市が補助対象事業者を決定します。また、選定会議に先立ち本市による実地調査や応募書類等に関する聞き取り調査を実施することがあります。

(1) 選定方針

- ア 当該法人の運営が適正であること。
- イ 一時預かり事業の趣旨・目的を十分に理解し、事業運営に強い意欲を有するとともに、法人の運営する事業全般について良好な実績を収めている、又は収める見込みを有していること。
- ウ 一時預かり事業の円滑な運営が見込まれること。
- エ 一時預かり事業の運営にあたり、良好な地域との関係が見込まれること。

(2) 選定方法

補助対象事業者の選定は、申請書類及び申請者によるプレゼンテーション及び申請者に対するヒアリング等によって行います。

ただし、申請者が多数の場合は、書類選考によりヒアリングの対象となる申請者を選定します。また、申請書類に不備がある場合や、選定の基準に満たないことが明らかな場合は、プレゼンテーション及びヒアリングは行いません。

プレゼンテーション及びヒアリングの日時については、後日申請法人代表者あてに通知します。プレゼンテーション及びヒアリングへの出席ができない場合は、審査対象から除外しますので、あらかじめご了承ください。

プレゼンテーション及びヒアリングにあたっては、法人概要の説明ができる方及び実際に一時預かり事業に携わる方の出席をお願いいたします。

(3) 選定項目等

選定項目および配点は次のとおりです。

| 評価項目 | 配点 |
|--|------|
| ○法人の運営が適正であること 経営状況、運営状況について | 10点 |
| ○事業に対する趣旨・目的の理解、事業全般についての良好な実績（見込み） 事業の趣旨や目的の理解、同種事業の実績 | 10点 |
| ○一時預かり事業の円滑な運営 実施場所・施設整備、安全対策、保健衛生 | 30点 |
| ○事業の運営計画 実施事業計画書 | 40点 |
| ○資金計画 事業開始時の資金計画、運営経費 | 10点 |
| 計 | 100点 |

(4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し審査を行い、補助対象事業者を選定します。選定結果については、申請法人代表者あてに文書で通知します。

18 担当課

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

電話：06-6208-8111 FAX：06-6202-6963

電子メール：fb0007@city.osaka.lg.jp

こども青少年局ホームページアドレス：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/index.html>

関係法令（抜粋）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十四条の十三 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を遵守しなければならない。

.....（以下省略）.....

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハにおいて同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ハにおいて同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ ロに規定する職員は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。

（1）当該一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員が保育士であるとき

（2）当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合であつて、保育所等を利用してしている乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施され、かつ、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき

ニ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

ホ 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。次号ホにおいて同じ。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

.....（以下省略）.....

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

第五章 保育所

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

| 階 | 区 分 | 施設又は設備 |
|--------|-------------|---|
| 二 階 | 常 用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避 難 用 | 1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 三 階 | 常 用 | 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避 難 用 | 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 |

| | | |
|------|-----|---|
| | | 3 屋外階段 |
| 四階以上 | 常用 | 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段 |

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

..... (省略)

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

..... (省略)

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

..... (以下省略)